

取 扱 基 準

名 称	新潟市老人クラブ連合会補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	老人クラブの統括組織として老人クラブの育成・指導を行うとともに、各種の事業を単位クラブ及び地区協議会との連携のもとに実施するための事業費の一部を補助する。
目 標	数値化■ 非数値化□
	・各区において健康増進のための事業を年3回以上実施 ・各区において女性部会・若手部会の活動を各年1回以上実施
	<目標が数値でない場合の評価方法>
補助事業者	※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。
補助対象経費の内 容	老人クラブ連合会が行う①社会奉仕活動②教養研修事業③健康増進事業に必要な謝金、旅費、需用費、役務費、備品購入費、使用料及び賃借料
補助額 及びその算定方法 又は補助率	・連合会割（@194,000円）、会員割（@72円×会員数）、クラブ割（@800円×12月×クラブ数）の合計額 ・老人福祉大会運営に要する補助対象経費の2分の1以内 ※実行補助率は実際の申請により決定するため未定 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由>
開始時期	令和 8年 4月 1日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日 (終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 国及び市からの補助金により運営している旨を会員等に周知する。 〔媒体〕 老人クラブ連合会会報、実施事業における配付印刷物及び総会資料に記載する。
担当部署	福祉部 高齢者支援課 高齢者福祉係 電 話 025-226-1290 e-mail koreisha@city.niigata.lg.jp